

Program User's Certificate

プログラム・ユーザー証書

スーパーストリーム株式会社(以下当社といいます。)は、本書記載のお客様に対して、「プログラム使用許諾約款」およびこのプログラム・ユーザー証書により、本書記載の対象プログラムを本書記載の条件並びに環境において使用する権利を許諾いたします。

なお、本証書は「プログラム使用許諾約款」とともに大切に保管下さいますようお願いいたします。

【明細表】

1. 対象プログラム

No	対象プログラム	ユーザ数	CPU数

2. お客様

名称：

所在地：

3. 付属プログラム

SuperStream-NX

SuperStream-COREシリーズ

使用権許諾日

使用許諾番号

許諾者 東京都品川区東品川2-4-11
野村不動産天王洲ビル
スーパーストリーム株式会社
代表取締役社長 高山 峰美

プログラム使用許諾約款

【定義】

本契約書で使用される定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「お客様」とは、プログラム・ユーザー証書に記載される当社またはその正規販売代理店(以下「パートナー」といいます)に対して当社のプログラムを注文した個人や団体をいいます。
- (2) 「対象プログラム」とは、プログラム・ユーザー証書の「対象プログラム」欄に記載の製品およびその更新版であり、日本オラクル株式会社もしくは米国オラクル・コーポレーション(日本オラクル株式会社と米国オラクル・コーポレーションを総称して以下、「オラクル」といいます)が使用許諾権を保有し、当社が再使用許諾権を与えられているものをいいます。
- (3) 「付属プログラム」とは、対象プログラムとともに提供される、プログラム・ユーザー証書記載の「付属プログラム」欄に記載の製品をいいます。

【適用範囲】

1. 本契約の条件は、本契約に添付されるプログラム・ユーザー証書に対してのみ適用されます。
2. 一部の対象プログラムはソースコードを含むことがあり、当社は当該対象プログラムの出荷と共にお客様に対してソースコードを提供することができます。なお、当該ソースコードには、本契約の条件が当然に適用されます。
3. 当社が別途通知する第三者のテクノロジーについては、本契約の定めは適用されないものとし、当該第三者の定める使用許諾契約の条件が当然に適用されるものとします。

【権利許諾】

当社はおお客様に対して、お客様が日本国内において、本契約に明記された定義および規定に従って、お客様自身の業務処理を唯一の目的としてプログラム・ユーザー証書記載の対象プログラムをプログラム・ユーザー証書記載の範囲で付属プログラムと共にのみ使用するための非独占的権利を許諾します。お客様は、本契約に基づく対象プログラムの使用許諾が、付属プログラムと共に使用するための限定的なライセンスであることを、異議なく了承します。また、お客様は、お客様の代理人またはお客様が業務を委託する第三者に対して、本契約の定めを遵守させることを条件として、お客様に代わって対象プログラムを使用させることができます。

【権利および制限】

1. 対象プログラムに関する一切の所有権および知的財産権は、オラクルおよびそのライセンサーが保有します。
2. お客様は以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 対象プログラムの表示またはオラクルまたはそのライセンサーの財産権に関する注意事項の表示を削除または変更すること
 - (2) 対象プログラムの貸与、商業タイムシェアリング、サブスクリプションサービス(定額使用サービス)、ホスティングまたはアウトソーシング
 - (3) 前号に定める他、何らかの方法で、第三者の業務処理目的で対象プログラムを第三者に使用させること(但し、お客様が購入した対象プログラムにより生じた成果物の使用許諾条件において第三者の使用を明確に認めている場合はこの限りではありません)
 - (4) 対象プログラムのリバース・エンジニアリング(但し、相互運用性検証のため法律で認められている場合を除きます)、逆アセンブルもしくは逆コンパイルを自ら行い、または第三者にそれらの行為を行わせること
 - (5) 前条に基づき許諾された使用を目的として対象プログラムを必要数複製する場合、および対象プログラムのメディアを1部複製する場合を除き、対象プログラムを複製すること
 - (6) 当社の事前の書面による承諾なく、対象プログラムのベンチマークテストの結果を開示すること

【保証、免責および唯一の救済措置】

1. 当社およびオラクルは、対象プログラムが、業界の標準とされる専門家の水準で提供されることを、当該対象プログラムの使用許諾後1年間保証します。お客様は対象プログラムに保証を満たさない点があった場合、使用許諾後1年以内に当社に通知しなければなりません。
2. 当社およびオラクルは、対象プログラムがエラーや中断が無く稼動することを保証せず、またエラーのすべてを補正することを保証しません。
3. 保証義務違反が発生した場合のオラクルのお客様に対する救済措置および責任は以下とします。
 - (1) オラクルは、保証義務違反を発生させた対象プログラムを補正します。但し、オラクルが商業的に合理的な方法で保証義務違反を実質的に補正できない場合は、お客様は対象プログラムの使用権を終了し、当該プログラムについて支払い済のライセンス料の返還を受けることができます。
4. 法律の許す範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性および特定目的への適合性についての保証や条件を含め、本条以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切ありません。

【補償】

1. 第三者が、当社またはパートナーから提供されお客様が使用している、情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ

およびその他の資料(本条では以下「資料等」といいます)のいずれかについて、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、オラクルはお客様が以下の各号を実施することを条件に、オラクルの費用と負担において当該クレームからお客様を防御するとともに、裁判所が判示した当該第三者に対する損害額、損害賠償額、費用またはオラクルが同意した和解金額につきお客様に補償を行うものとします。

- (1) 当該クレームから30日以内に、(法律で要求される場合はそれより早く)当社に書面にて速やかに通知をすること
 - (2) 防御、および解決のためのあらゆる交渉の指揮・管理をオラクルのみに与えること
 - (3) 当該クレームの防御や解決に必要な情報や権限、助力をオラクルに与えること
2. 資料等のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、または、オラクルが侵害していると認めた場合、オラクルは当該提供物を非侵害となるように(その実用性または機能性を実質的に維持しながら)修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的に取りえない場合、当社は当該提供物の使用を終了させ返却を求めることができ、当該資料に関してお客様が支払った料金をお客様に返却します。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、オラクルはお客様に対して補償を行わないものとします。
- (1) お客様に提供された変更が加えられていない、かつ最新版の資料等をお客様が使用していれば侵害が避けられた場合に、お客様が資料等に変更を加えた場合、あるいは旧バージョンの提供物を使用していた場合
 - (2) 当該クレームがオラクルの提供していない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データおよびその他の資料に起因した場合
 - (3) 対象プログラムまたは資料等をオラクルが提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害の場合
 - (4) お客様の行為に起因する第三者に対する侵害であって、オラクルのプログラムが提供されたままの状態、本契約の条件に従って使用されていれば、第三者の知的財産権を侵害することがなかった場合
4. 本条は、権利侵害によるクレームまたは損害に関する両当事者の唯一の救済措置とします。本条に定めるものの他、当社、オラクルおよびそのライセンサーは、お客様による対象プログラムの使用に起因して生じた(a)直接損害、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害または結果的損害、および(b)逸失利益、売上の喪失またはデータ若しくはデータの使用機会の喪失について、法律上可能な範囲で責任を負わないものとします。

【サポート・サービス】

1. 「サポート・サービス」とは、サポート可能なプログラムに対してお客様の注文により提供される年次のテクニカル・サポートをいいます。「サポート可能なプログラム」とは当社が年次のテクニカル・サポートを提供するプログラムをいいます。年次のサポート・サービス(初年度およびその後続年度も含む)は、サポート・サービスが提供される時点有効なテクニカル・サポート・ポリシー(以下「サポート・ポリシー」といいます)に基づいて提供されるものとします。適用されるサポート・ポリシーは、当社とお客様との間のサポート・サービスに関する契約書の一部を構成し、当社の裁量により変更する可能性があります。但し、オラクルはサポート・サービスについて既に支払われた当該期間中は、サポートを受けている対象プログラムに対するサポート・サービスのレベルを実質的に下げることはありません。お客様はサポート・サービスを注文する前に、サポート・ポリシーを確認する義務を負います。
2. 対象プログラムに関するサポート・サービスの内容、料金、その他の条件は、お客様が当社または付随プログラムの販売代理店と別途締結する個別の契約書によります。

【使用権許諾契約の終了】

1. 一方の当事者が本契約の重要な条件に違反し、書面で違反内容の明示があった後30日以内に違反を是正しないときは、違反当事者は契約の不履行となり、被違反当事者は本契約を終了することができます。但し、料金不払い以外の違反については、被違反当事者は自己の裁量により、違反当事者が違反を是正するために合理的努力を続ける限り当該30日期間を延長することに同意します。
2. 当社が、前項に基づき本契約を終了した場合、お客様は、本契約に基づき注文した対象プログラムの未払代金金額とその消費税との合計金額を本契約の終了時から30日以内に支払うものとします。当社が、【補償】の定めに基づき対象プログラムの使用権を終了した場合、【補償】の第4項にかかわらず、お客様は、本契約に基づき当該使用権に関わる未払代金金額とその消費税額との合計金額を使用権の終了の日から30日以内に支払うものとします。
3. 本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は本契約に基づく対象プログラムの使用はできないことに同意します。
4. お客様が対象プログラムの使用を終了した場合、本契約も終了するものとします。
5. 本契約が理由のいかんを問わず終了した場合、お客様は対象プログラムの使用を直ちに中止し、それらを破棄するか、または当社に対して返却するものとします。
6. 本契約の終了後においても、【補償】、【責任の制限】およびその他の事項で、その性質上存続すべき事項は、本契約終了後も引き続き存続します。

【機密保持】

1. 本契約により両当事者は相互に機密である情報(以下「機密情報」といいます)を入手する場合があります。両当事者は、本契約上の義務を履行するうえで必要となる情報のみを開示することに同意します。機密情報は、本契約の条件、および開示する当事者(以下「開示側当事者」といいます)がそれを受領する当事者(以下「受領側当事者」といいます)に開示時点で

機密として明示された情報に限定されるものとします。

2. 各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとします。

- (1) 受領側当事者の行為や過失によらずに公知であるかまたは公知となった情報
- (2) 開示前に受領側当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せず適法に占有していた情報
- (3) 受領側当事者が第三者から開示について制限を受けることなく適法に開示を受けた情報
- (4) 受領側当事者が独自に開発した情報

3. 各当事者は、相手方当事者の機密情報を開示された日から3年間にわたり機密情報を秘密に保持することに同意します。また、各当事者は、機密情報の漏洩を防ぐ義務を負う従業員または委託要員に対してのみ、機密情報を開示することに同意します。本条項は、お客様または当社が、本契約により生じる法的な手続において、本契約の条件を開示すること、あるいは法律に基づき政府機関に機密情報を開示することを妨げるものではありません。

【完全合意】

1. お客様は、本契約および本契約で明示的に言及された情報が、お客様から注文された対象プログラムに関するお客様と当社との合意のすべてであり、本契約が書面または口頭であるかを問わず、当該対象プログラムに関わる過去のまたは同時期になされたすべての合意や意思表示にとって代わることに同意します。
2. 本契約の条項のいずれかが無効または強制執行不能であることが判明した場合、当該条項は本契約の目的および意図に沿った条文に置き換わるものとし、その他の条項は引き続き有効とします。
3. 両当事者は、本契約の条件が、いかなる購買注文書その他当社の書式でない書面にとって代わり、いかなる購買注文書またはその他当社の書式でない書面の条件も、お客様が注文した対象プログラムに対して適用されないことに明確に合意します。
4. お客様および当社の正当な権限を有する者が署名または記名押印した書面による場合を除き、本契約は修正されず、権利および制限についての変更や放棄はなされないものとします。
5. 本契約において必要な通知は、書面をもって相手方当事者に行うものとします。

【責任の制限】

いずれの当事者も間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害または結果的損害について、あるいは逸失利益、売上の喪失、データまたはデータの使用機会の喪失によって、何らの責任を負わないものとします。本契約に基づく損害に対する当社の損害賠償責任は、契約上の責任によるもの、不法行為によるもの、またはその他のいかなる法律的原因によるものでも、本契約に基づいてお客様が支払った金額を上限とし、また当該損害が保証を満たさなかった対象プログラムから生じた場合には、当社の賠償責任は、損害の原因である保証を満たさなかった対象プログラムに対してお客様が支払った金額を上限とします。なお、本条は、一方当事者が本契約に基づき相手方当事者に負っている支払債務を免除するものではありません。

【輸出管理】

対象プログラムに対しては、米国および日本国の輸出に関する法令および規制(みなし輸出およびみなし輸出に関する規制を含め、以下「輸出関連法規」といいます)が適用されます。お客様は、対象プログラム(技術データを含みます)の使用にあたり、輸出関連法規に従うことに同意します。お客様はデータ、情報、プログラム(対象プログラムを含みます)、資料またはそれらを利用した直接的製品が、輸出関連法規に違反して、直接または間接を問わず輸出されないこと、輸出関連法規で禁止されている用途(核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含むがこれに限定されません)で使用されないことに合意します。

【準拠法と管轄裁判所】

本契約は、日本国の実体法と手続法が適用され、お客様と当社は、本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

【通知】

お客様が当社との間で紛争を提起する場合、お客様が本契約の補償条項に基づく通知を行う場合、あるいはお客様が(1)支払停止(2)重要な財産または本契約に基づき当社から交付を受けた財産についての仮差押、仮処分、差押または強制執行手続の開始(3)解散決議または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立(4)合併の決議(営業内容が実質的に変わらない場合を除きます)をしたときは、お客様は速やかに下記宛に書面通知を行うものとします。

〒140-8526 東京都品川区東品川2-4-11 スーパーストリーム株式会社

【権利譲渡の禁止】

お客様は、第三者に対し、本契約に基づく権利義務を譲渡すること、また対象プログラムに対する権利を贈与、譲渡することはできません。お客様が対象プログラムを担保に供した場合でも、当該担保権者は当該対象プログラムを利用または譲渡する権利を有しません。

【出訴期限】

料金不足払いまたは当社およびオラクルの財産権に対する侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約により生じる訴訟を、いかなる形態であれ、訴訟の原因が生じた時から2年経過した後には提起することはできません。

【監査】

1. 当社は、45日までに書面で通知することにより、お客様による対象プログラムの使用状況について、監査を行うことができます。お客様は当社による監査に協力し、合理的な範囲内で助力および情報を提供することに合意します。但し、当社は当該監査をお客様の事業活動を妨げることなく、通常のお客様の業務時間帯に行うものとします。当該監査の結果を、当社はオラクルに対して報告することができます。また当社は、本条に基づく監査実施権を、お客様の事前の承諾なく、オラクルに対して譲渡することができるものとし、お客様はそれに異議を申し述べないものとします。なお、オラクルに対して監査実施権が譲渡された場合であっても、オラクルは監査にかかる費用等について、一切責任を負わないものとします。
2. 前項の監査の結果、お客様に使用権許諾された範囲を超えて当該プログラムを使用した際に適用される対価については、お客様は当社の書面による通知から30日以内に超過分の対価を支払うことに同意します。お客様から当該超過分の対価が支払われない場合、当社は本契約を終了させることができます。かかる場合、お客様に対する対象プログラムの使用権、サポート・サービスは終了します。お客様は、監査に協力することにより生じた費用について、当社には一切責任がないことに合意します。

【第三受益者】

お客様は、オラクルが本契約の第三受益者であり、オラクルが本契約の諸条件を直接行使し、かつお客様に対して本契約に定める義務を直接執行する権利を有することに、同意します。

【不可抗力】

1. いずれの当事者も以下の事由による義務の不履行または遅滞について責任を負わないものとします。(1)戦争、反乱、妨害行為(2)天災(3)債務者の責めによらない電気、インターネットまたは電気通信上の機能停止(4)政府の規制(輸出またはその他ライセンスの拒否、取消を含みます)(5)その他債務者の合理的な支配を超えた事態
2. 両当事者は、不可抗力の影響を緩和させるために合理的な努力を行うものとします。
3. 本条通常の障害回復処置に従って適切な対策を講じる各当事者の義務または納入された対象プログラムに対するお客様の支払義務を免除するものではありません。

以上